

調布市教育大綱＜第3期＞

令和5年3月
調 布 市

目 次

1	調布市教育大綱.....	1
(1)	調布市教育大綱の位置付けと大綱策定の基本的な考え方	1
(2)	調布市教育大綱の基本方針	2
2	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	3
	連携テーマ1 持続可能な社会の実現と共生社会の充実に向けた取組の推進.....	5
	連携テーマ2 子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実	6
	連携テーマ3 安全・安心な学校づくりの推進	7
	連携テーマ4 学校施設の整備の推進	8
	連携テーマ5 学校・家庭・地域の連携による教育支援.....	9

(1) 調布市教育大綱の位置付けと大綱策定の基本的な考え方

調布市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき策定する教育大綱について、教育委員会の教育目標・基本方針はもとより、調布市教育プラン・調布市基本計画に掲げた施策との整合を図りつつ、市長が定める教育に関する根本的な方針と位置付けています。

教育は、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。

調布市教育大綱（第1期）は、調布市子ども条例の基本理念を踏まえ、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力して、次代を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるための基本方針を定めるものとして、平成28年2月に策定しました。また、基本方針を踏まえて、市長と教育委員会が連携して取り組むテーマとその基本的な方向を一体的に示しました。

その後、調布市教育大綱（第2期）を平成31年3月に策定し、これまでの間、基本方針や連携テーマに基づき、総合教育会議での議論などを重ね、市長と教育委員会が情報共有を図りながら、オリンピック・パラリンピック教育の推進、ICT機器を活用した学習環境への対応等、複雑化・多様化する教育課題の解決に向けて取り組んできました。

このたび、第2期の教育大綱の対象期間が最終年次を迎えることから、大綱策定後の教育行政を取り巻く環境や社会潮流の変化等を踏まえるとともに、令和4年度策定の調布市基本計画（令和5年度～8年度）及び調布市教育プラン（令和5年度～8年度）との整合を図り、必要な修正を行います。

なお、子どもたちを取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、総合教育会議の協議を経て、引き続き、必要に応じて見直すものとします。

第3期の調布市教育大綱の対象期間は、市長の任期やその他関連計画との連動性を考慮し、令和5年度～8年度までの4年間とします。

調布のまちは今、これまでのまちづくりの成果が実を結ぶ大きな節目を迎えるなかで、更に魅力あふれる豊かなまちの実現を目指し、計画的なまちづくりを進めているところです。その中で、引き続き、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもたちがふるさと調布の水と緑豊かな自然環境や歴史、文化、ぬくもりのある地域のつながりの中で、夢を持って自分らしく健やかに成長できるまちづくりに向けた取組を一層推進していくものとします。

(2) 調布市教育大綱の基本方針

子どもは調布の「宝」，「未来への希望」であり，私たちは，調布の子どもたちが，緑と水に恵まれた自然や，家庭，学校及び地域のつながりの中で，夢を持って自分らしく健やかに成長して欲しいと願っています。

そして，子どもたち一人一人が生命を大切にし，人の尊厳を重んじるとともに多様性を理解し，自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として，成長することが重要です。

そのためには，子どもたちが，豊かな心と確かな学力，健やかな体の調和に基づいた「生きる力」をより一層育み，社会の変化に主体的に対応し，未来へ飛躍していけるよう大人たちが支えていく必要があります。

また，まちづくりの観点からも教育は極めて重要であり，家庭や地域，学校・行政機関は，それぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携，協力し，教育環境の充実に取り組んでいかなければなりません。

この調布に生まれ，育ち，教育を受けるすべての子どもたちが，安心して自分らしく生き生きと幸せを感じながら暮らすことができるよう，私たち大人は子どもたちにとっての最善の教育を追求していきます。

こうしたことを踏まえ，調布市教育大綱では，次の3つの基本方針を定めます。

基本方針1

学校教育においては，調布の子どもたちが，徳・知・体の調和のとれた成長と，国際化，デジタル化の進展など，社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けられるよう子どもたちの「生きる力」の育成や社会貢献意欲の向上に向けた施策を推進します。

基本方針2

行政においては，調布の子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう，安全確保に関わる取組を推進するとともに，学校施設の老朽化対策などを推進し，次代を担う子どもたち一人一人にとって安全で安心な教育環境の整備を図ります。

基本方針3

家庭・地域社会においては，調布の子どもたちが，生涯にわたって，より豊かで充実した生活を送ることができる社会の実現に向け，学校，家庭，地域住民が，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携，協力しながら，調布の教育を共に支えていくことを目指します。

基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ

調布市教育大綱の基本方針を踏まえて、市長と教育委員会が連携して取り組む下記5つの連携テーマについて、その基本的な方向性を一体的に示します。

この連携テーマの基本的な方向性を市長と教育委員会が共有し、引き続き相互に連携しながら、教育施策を推進します。

《 5つの連携テーマ 》

■ 連携テーマ 1

持続可能な社会の実現と共生社会の充実に向けた取組の推進

＜基本的な方向性＞

持続可能な社会の実現と共生社会の充実に向けて、子どもたちが、互いの良さや違いを認め合い、多様な人々と協働しながら、必要な知識・技能を習得できるよう取り組みます。

■ 連携テーマ 2

子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実

＜基本的な方向性＞

いじめや虐待、不登校、問題行動、経済的な困難を抱える家庭など、子どもたちを取り巻く諸課題への対応に向け、子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実に取り組みます。

■ 連携テーマ 3

安全・安心な学校づくりの推進

＜基本的な方向性＞

防災教育や食物アレルギー対策の推進、通学路等の安全対策など、子どもたちの安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを進めます。

■ 連携テーマ 4

学校施設の整備の推進

＜基本的な方向性＞

学校施設の老朽化・長寿命化対策など、だれもが安全・安心に利用することができるよう、施設の整備を進めます。

■ 連携テーマ 5

学校・家庭・地域の連携による教育支援

＜基本的な方向性＞

学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。

連携テーマ1 持続可能な社会の実現と共生社会の充実にに向けた取組の推進

【基本的な方向性】

持続可能な社会の実現と共生社会の充実に向けて、子どもたちが、互いの良さや違いを認め合い、多様な人々と協働しながら、必要な知識・技能を習得できるよう取り組みます。

＜現状と背景＞

- ◇国は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題解決につながる新たな価値観や行動変容をもたらすための教育をESD（持続可能な開発のための教育）として位置づけました。このことを受け、現在の小・中学校学習指導要領の総則及び前文に、学習指導要領全体の基盤となる理念として、持続可能な社会の創り手を育成することが規定されたことから、市立小・中学校において、その趣旨を踏まえた取組の推進が求められています。
- ◇国際化・デジタル化の進展など、社会の急速な変化をはじめとした複雑で予測困難な時代の中で、子どもたち一人一人が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えるための資質・能力を育成することが求められています。
- ◇知識を得て理解するに留まらず、多様な人々との協働的な学びなどを通じて、様々な社会問題を地域社会や自分事として捉え、実生活や社会の変容につなげる力を育成します。また、持続可能な社会の創り手として、ふるさと調布の水と緑豊かな自然環境や歴史、文化、ぬくもりある地域のつながりを次世代へ継承する必要があります。
- ◇調布のまちで開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に創出した多面的効果をレガシーとして継承・発展させるとともに「パラハートちょうふ」の理念の下、様々な分野で取組を展開していく必要があります。また、オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」をはじめとする5つの資質を「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の充実にに向けた意識の醸成を図る必要があります。

連携テーマ2 子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実

【基本的な方向性】

いじめや虐待，不登校，問題行動，経済的な困難を抱える家庭など，子どもたちを取り巻く諸課題への対応に向け，子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実に取り組みます。

< 現状と背景 >

◇いじめは人の尊厳を侵害する大きな人権問題であり，調布市では，平成19年に、『子ども 夢 すこやか まちづくり』～いじめや虐待のないまち宣言～を行っています。また，平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」が改定されたことを踏まえ，調布市では，いじめほどの子ども，どの学校にも起こり得るものであることを認識し，「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき，未然防止，早期発見などを念頭に学校，関係機関と連携しながら取り組んでいます。今後も，命を大切に，人権を尊重する教育を一層推進していく必要があります。

◇被虐待児やヤングケアラー，経済的な困難を抱える家庭の子どもなど，家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。また，いじめや，不登校など多様な要因から，学校における「学び」に困難を抱える子どもたちに対し，一人一人の「個」に応じた様々な支援を図る必要があります。

◇人はみな違った存在であり，子どもたちそれぞれが自己実現を目指して，個の状況に応じた学習に取り組める教育環境が求められています。また，ICT機器の整備・活用を一層推進することなどにより，「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実に取り組む必要があります。

◇不登校児童・生徒への支援に関しては，平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」に基づき，学校や関係機関は，学校への復帰のみを目標にするのではなく，社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう，多様な学びの場を提供することが求められています。

◇障害のある人もない人も，可能な限り，同じ場で共に学び合うことができるよう，児童・生徒一人一人に必要な教育的支援を行うことが求められています。

◇令和4年6月に「こども基本法」が公布され，令和5年4月から施行されます。本法律は，こども家庭庁の設置と相まって，常にこどもの最善の利益を第一に考え，こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくための包括的な基本法として，こども施策に関する基本理念や，国・地方公共団体の責務等を定めています。そのため，今後，調布市におけるこども施策の策定等に当たっては，対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるなど，本法律の趣旨に基づく取組を推進していく必要があります。

連携テーマ3 安全・安心な学校づくりの推進

【基本的な方向性】

防災教育や食物アレルギー対策の推進、通学路等の安全対策など、子どもたちの安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを進めます。

＜現状と背景＞

- ◇調布市では、防災教育の日の取組や食物アレルギー対策の推進、通学路における防犯カメラの設置等、様々な安全対策を実施しています。今後も、安心して学ぶことができる教育環境の整備や関係機関との連携を通じて、子どもたちの安全・安心を確保していく必要があります。
- ◇調布市では、平成24年に発生した食物アレルギーによる事故の再発防止に向けた取組方針を策定し、様々な取組を進めています。令和4年3月に改訂した「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づく、事故防止を柱とする再発防止に向けた取組を継続し、事故が風化することが無いよう食物アレルギー対策を推進する必要があります。
- ◇平成25年からは毎年12月を調布市「いのちと心の教育」月間と位置付け、市立小・中学校全校において、自他の命の大切さを自覚し、豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実に取り組んでいます。
- ◇学校の内外で起きる様々な事件・事故、災害や新たな感染症等による児童・生徒の被害を最小限に止められるよう、これまでの事故等の教訓を生かして、日頃の生活安全指導や安全教育の充実、情報共有の徹底を図るなど、子どもたちの安全の確保を第一に、教育委員会、学校、関係機関や地域が一体となって、危機管理に取り組むことが求められています。
- ◇調布市では、平成31年3月に調布市受動喫煙防止条例を制定し、全ての市民を対象に受動喫煙防止対策を進めることとしています。同条例に基づき、児童・生徒に対する受動喫煙の防止や市立小・中学校における喫煙に関する教育を推進する必要があります。
- ◇令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」においては、国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が他の児童・生徒と共に同じように教育が受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

連携テーマ 4

学校施設の整備の推進

【基本的な方向性】

学校施設の老朽化・長寿命化対策など、だれもが安全・安心に利用することができるよう、施設の整備を進めます。

< 現状と背景 >

◇調布市の小・中学校の児童・生徒数は、引き続き増加傾向であることや、令和7年度までに小学校の学級編制の標準が段階的に引き下げられることにより、学級数の増加が見込まれますが、将来的には減少に転じることが予測されることを踏まえ、長期的視点に立った教室の確保等、学習環境の整備を検討していく必要があります。

◇学校施設は、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い建設した施設が多くを占め、老朽化対策が喫緊の課題となっています。そのため、「(仮称)調布市公共施設マネジメント計画」(令和5年3月策定)及び「調布市学校施設整備方針」(平成31年3月策定)に基づき、施設の長寿命化を基本として、費用対効果を踏まえた整備手法を多角的に検討し、計画的な改修等の公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

◇学校施設は、子どもや市民の学習の場であるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割や避難所としての役割を担っています。施設整備に当たっては、教育人口推計や学校の運営状況、施設の利用状況や管理状況などを十分に考慮するとともに、フェーズフリーを意識した避難所機能の充実や、ユニバーサルデザイン、脱炭素社会の実現に向けた環境配慮などの観点を踏まえ、地域の実情に応じた計画的な整備を実施していく必要があります。

連携テーマ5 学校・家庭・地域の連携による教育支援

【基本的な方向性】

学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。

< 現状と背景 >

- ◇学校や地域を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために学校・家庭・地域の連携・協働と役割分担により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える持続可能な仕組みを構築することが求められています。このため、学校・家庭・地域が学校教育を取り巻く現状や課題、目標やビジョンの共有を図りながら、学校運営に取り組めるよう、コミュニティ・スクールの計画的な導入と地域学校協働本部との一体的な取組を推進することが必要です。
- ◇近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生しています。このため、子どもの成長段階に応じて、自らの安全は自らが守るという自助意識の向上と、地域で子どもを見守り、互いに助け合うという共助意識の醸成が求められています。また、学校は地域の避難所になることから、災害時における実効的な体制づくりや地域との連携をより一層推進していく必要があります。
- ◇少子高齢化の進行や都市化の進展、ライフスタイルの多様化などに伴い、地域コミュニティの希薄化や、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、地域社会における幅広い世代の学習活動を支援することが求められています。
- ◇学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。地域人材の活用や部活動の地域連携・地域移行等、学校における働き方改革を推進するとともに、学校・家庭・地域との連携と役割分担による持続可能な仕組みを構築することで、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげることが求められています。

登録番号

(刊行物番号)

2022 - 268

調布市教育大綱<第3期>

発行日 令和5(2023)年3月

発行 調布市

編集 行政経営部企画経営課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

電話 042-481-7368~9 (直通)